

I. 会員資格と会費

1. 特典:会員は、ニュースレター、紀要、会員名簿、本会の全ての通知にアクセスできる。会員は、異文化コミュニケーション学会(シータージャパン)の指定するその他の権利を有する。
2. 分類/種別:会員資格は年会費に応じて次のように分類される。
 - (1)通常会員:通常会員は役員選挙での投票権及び立候補権を有し、ニュースレター、紀要、諸通知、会員名簿にアクセスでき、イベントやプログラムへの参加料の割引を含む全ての特典を受ける権利を有する。
 - (2)企業・法人会員:会社、協会、その他の組織は、各団体から3名を指定することにより、企業・法人会員となることができる。企業・法人会員は、役員選挙での立候補権を除く通常会員の全ての特典を受けることができる。
 - (3)学生会員:国内の学部生及び大学院生は学生会員として、学生割引で通常会員と同じ特典を受けることができる。
 - (4)シルバー会員:新会計年度開始時点で70歳以上の会員は、自己の申告により、シルバー会員割引で通常会員と同じ特典を受けることができる。
 - (5)海外会員:海外在住の会員は、海外郵便費を含む海外会員費を納入することによって通常会員と同様の特典を受けることができる。また、海外の学部生及び大学院生は学生割引を適用することができる。
 - (6)名誉会員:本会に特別な貢献をした会員は、運営委員会により期間5年の名誉会員の資格を与えられ、例会費(プログラム参加費)を無料とする。
 - (7)シニアフェロー:長期にわたり、本会及び異文化コミュニケーションの分野に顕著な貢献をした会員は、年会費及び例会費(プログラム参加費)を無料にて、終生の会員資格を受けることができる。
3. 会費:各種別の年会費は、運営委員会の3分の2の投票により決定される。
4. 会員資格:2会計年度連続して年会費を納入しなかった会員は会員資格を失い、会員資格を回復しようとする場合は新たに入会費を支払う。

II. 役員の任務

1. 会長:会長は、運営委員会の活動調整、当会全体の活動の監督、広報に関して全般的に責任を負う。会長は運営委員会及び総会において議長を務める。会長は運営委員会の承認を受け、会長任命の事務局長と各委員長を任命する権限を有する。
2. 副会長:副会長は、会長不在の際、会議の議長を務めると共に、会長職を補佐するものとする。会長及び副会長が共に不在の場合、会長に任命された他の役員が会議の議長を務める。副会長は運営委員会において記録を取ること及び運営委員、事務局長による本会の方針の実行状況を監視する責任を負う。
3. 入会委員長:入会委員長は、会員記録を取り、会員名簿を発行することを任務とし、さらに積極的に会員募集活動の企画、実行に携わる。
4. 会計委員長:会計委員長は全ての会計記録を取り、本会の全ての資金の受け取り、支払を行い、総会において事前に会計監査員の監査承認を受け会計報告をする。
5. プログラム委員長:プログラム委員長は、例会及び本会の他の特別行事を責任を持って行う。
6. 広報委員長:広報委員長は、教育、ビジネス、メディア、NGO、さらに社会全体への広報を行う責任を負うとともに、ホームページの作成・管理を行う。

7. 会員関係委員長:会員関係委員長は、年次選挙やその他の選挙、異文化教育実践研修会、会員間のコミュニケーションの促進やネットワーク作りの責務を有する。
8. 学術委員長:学術委員長は、年次大会の査読を行い、本会の学術レベルの維持・向上に努める。また、学術委員長は、「学術委員会」を作ることができる。
9. ニュースレター委員長:ニュースレター委員長は、本会のニュースレターの立案や関連のある記事の収集を行い、ニュースレターを発行する。
10. 資料委員長:資料委員長は、会員情報、出版物及び視聴覚資料を含む本会の資料の整理保存、管理を行う。
11. 国際関係委員長:国際関係委員長は、本会と世界中の SIETAR との活動調整をする。国際関係委員長は、広報委員長と共同で他の国際組織とのつなぎ役としての任務を果たす。
12. インターネット委員長:インターネット委員長は、会員間のコミュニケーションを促進するためのメーリングリストの作成・管理の責任を負う。
13. 大会委員長:大会委員長は、異文化コミュニケーション学会(シータージャパン)年次大会を企画し、実施することを任務とし、「大会運営委員会」を作ることができる。「大会運営委員会」のメンバーは大会参加費が免除される。
14. 紀要委員長:紀要委員長は本会の紀要の発行を任務とする。紀要委員長は、「編集委員会」を作り、編集委員会から独立した「紀要審査委員会」を作ることができる。

III. 事務局長

事務局長は、会長職の責務を遂行するための事務を行うため、運営委員会の承認を受け、会長により任命される。また、事務局長は「事務局」を作ることができる。

IV. 会計監査員

会計監査員は、本会の会計記録を監査する。会計監査員は、運営委員会の承認を得て、会長によって2名任命される。

V. 役員立候補・推薦と選挙

1. 会員関係委員長は、原則 11 月に役員選挙のための立候補者を募集する。
2. 3 年以上の会員資格を持つ会員は、自ら立候補するか、他の会員を委員長に推薦することができるものとする。推薦される者の会員実績が 3 年以下の場合、運営委員の推薦を必要とする。会員関係委員長は、指名を受けた人物と、会長・副会長と相談の上連絡を取り、立候補の意志を確認する。
3. 無記名投票は、立候補者の募集を締め切った後、原則 1 月に全ての会員によって行われる。
4. 選挙結果は選挙後ニュースレター又はその他の周知方法で発表されることとする。

VI. 支部

1. 本会と同じ目的を持って、定期的に会合を開き活動をしている 10 名以上から成るグループは、本会の会則に適合した会則を採用し、本会規定の年会費を全グループメンバーが支払うことにより、運営委員会に支部としての登録申し込みをすることができる。
2. 支部の名称は、異文化コミュニケーション学会関西支部(シーター関西)、異文化コミュニケーション学会中部支部(シーター中部)等とする。

VII. 分科会

特定の課題を研究することを目的として研究会を開催している会員グループは、本会の分科会として運営委員会の承認を受けることができる。分科会は本会から運営費の援助を受けることができる。分科会は年次大会または他の機会に研究成果を発表しなければならない。

VIII. 修正

細則の修正は、運営委員会又は会員の 10 分の 1 の合意によって、提案されうる。修正案は運営委員の 3 分の 2 以上の承認によって発効する。

(付則)

この細則は 1997 年 4 月 1 日より施行する。

改正 2003 年 12 月 1 日一部改正

改正 2013 年 12 月 1 日一部改正

改正 2017 年 3 月 1 日一部改正

改正 2020 年 1 月 26 日一部改正

改正 2021 年 8 月 20 日一部改正